

「北九州市障害者支援計画（平成30年度～令和5年度）」について

1 計画の性格・位置づけ

北九州市障害者支援計画（平成30年度～令和5年度）

「市町村障害者計画」と
「市町村障害福祉計画」・「市町村障害児福祉計画」を包含

市町村障害者計画

- 障害者基本法第11条に基づく計画
 - 本市の将来の障害者施策を推進するための基本計画と位置づけ、障害福祉全般（福祉サービス、防災対策、雇用、社会参加等）について幅広い分野の事項を規定
- 障害者計画の事業目標の設定

連携

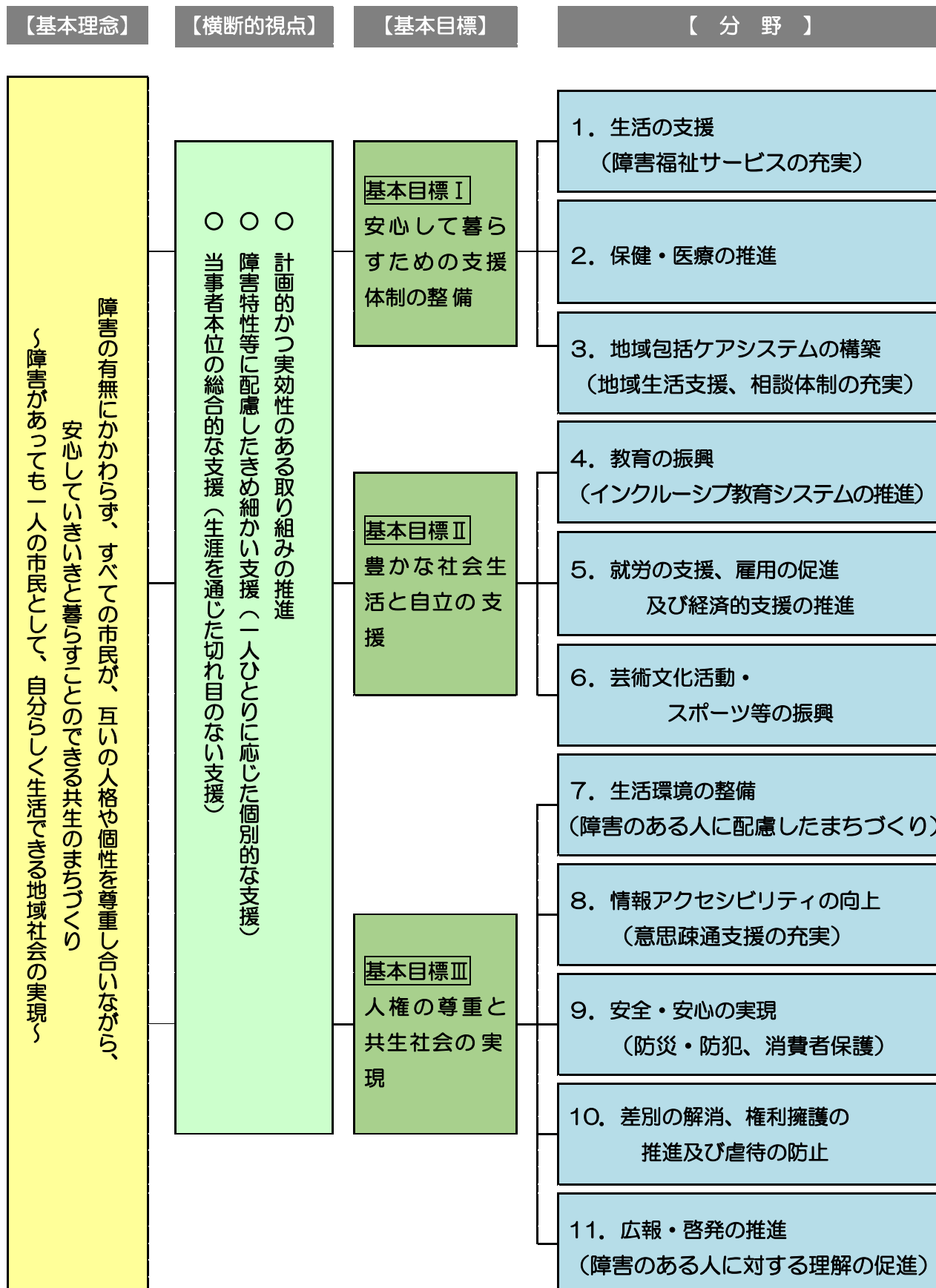
市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画

- 障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条に基づく計画
- 平成30年度～令和2年度までの障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供体制の確保を総合的かつ計画的に図るための取り組みを規定

2 北九州市障害者支援計画期間（平成30年度～令和5年度）

H30～R5	
北九州市障害者支援計画	
障害者計画	
H30～R2	R2～R5
第5期 障害福祉計画 第1期 障害児福祉計画	第6期 障害福祉計画 第2期 障害児福祉計画

3 北九州市障害者計画（H30年度～R5年度）の計画の体系及び基本的な施策



(1) 基本目標と施策の分野

【基本目標 I 安心して暮らすための支援体制の整備】

分野1 生活の支援（障害福祉サービスの充実）

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 障害福祉サービスの質の向上等
- (3) 障害のある子どもに対する支援の充実
- (4) 福祉用具等の普及促進

分野2 保健・医療の推進

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (4) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (5) 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

分野3 地域包括ケアシステムの構築（地域生活支援、相談体制の充実）

- (1) 地域移行支援・地域生活支援の充実
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 地域福祉の充実
- (4) 障害福祉を支える人材の育成・支援

【基本目標 II 豊かな社会生活と自立の支援】

分野4 教育の振興（インクルーシブ教育システムの推進）

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における支援の推進
- (4) 就学前から学齢期・卒業後までの切れ目のない支援

分野5 就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 障害者雇用の促進
- (3) 障害特性に応じた就労支援
- (4) 福祉的就労の底上げ
- (5) 経済的支援の推進

分野6 芸術文化活動・スポーツ等の振興

- (1) 芸術文化活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる社会環境の整備
- (3) 多様な生涯学習の充実

【基本目標 Ⅲ 人権の尊重と共生社会の実現】

分野7 生活環境の整備（障害のある人に配慮したまちづくり）

- （1）住まい・住環境の整備
- （2）移動しやすい環境の整備等
- （3）アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進
- （4）障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

分野8 情報アクセシビリティの向上（意思疎通支援の充実）

- （1）障害のある人に配慮した情報提供の充実等
- （2）意思疎通支援の充実
- （3）行政情報のアクセシビリティの向上

分野9 安全・安心の実現（防災・防犯、消費者保護）

- （1）防災対策の推進
- （2）防犯対策の推進
- （3）消費者トラブルの防止及び被害からの保護

分野10 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- （1）障害を理由とする差別の解消の推進
- （2）権利擁護の推進、虐待の防止
- （3）行政等における配慮の充実

分野11 広報・啓発の推進（障害のある人に対する理解の促進）

- （1）広報・啓発活動の推進
- （2）障害及び障害のある人に対する理解の促進
- （3）ボランティア活動等の推進